子ども手当等に関する厚生労働大臣・地方６団体会合

平成２２年１月１３日（水）
１５：００～　１５：４５
厚生労働省省議室（９階）

議　事　次　第

○　議事
・子ども手当について
・その他

子ども手当等に関する厚生労働大臣・地方６団体会合
出席者名簿

（厚生労働省）

長妻　昭　（厚生労働大臣）

長浜　博行（厚生労働副大臣）

山井　和則（厚生労働大臣政務官）

（地方六団体）

麻生　　渡　（全国知事会会長、福岡県知事）

金子　万寿夫（全国都道府県議会議長会会長、鹿児島県議会議長）

森　　民夫　（全国市長会会長、新潟県長岡市長）

五本　幸正　（全国市議会議長会会長、富山県富山市議会議長）

山本　文男　（全国町村会会長、福岡県添田町長）

野村　　弘　（全国町村議会議長会会長、長野県上松町議会議長）

子ども手当の創設について

子ども手当については、「平成22年度予算における子ども手当等の取扱いについて」（平成21年12月23日4大臣合意）に基づき、平成22年度政府予算案に所要額を計上しており、平成22年度分の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出することとしている。

1．概要

次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に、一人につき月額13,000円を支給する。

・所得制限は設けない。

・支給事務の主体は市区町村（公務員については所属庁）。

・支払月は6月、10月、2月。

・子ども手当の一部として、児童手当法に基づく児童手当を支給する仕組みとし、児童手当分については、児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。（公務員については、全額を所属庁から支給）

※児童育成事業については、引き続き、事業主拠出金を原資として実施。

※子ども手当を市町村に寄附できる仕組みを検討中。

2. 平成22年度予算案

＜給付費＞：2兆2，554億円（10か月分）（国庫負担金：1兆4556億円）
＜事務費＞：166億円

※子ども手当の実施にあたって地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2，337億円）を措置。

※子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度第二次補正予算案に計上。

3. 法案

平成22年度分の子ども手当の支給のための所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定（施行日は平成22年4月1日）。

※　平成23年度における子ども手当の支給については、平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づいて平成23年度以降の支給のための所要の法律案を平成23年通常国会に提出。

子ども手当の創設（平成２２年度予算案）

○　子ども手当の創設（国庫負担金）　1兆4,722億円

（うち、給付費：1兆4,556億円（10か月分を計上）
事務費：166億円（市町村分164億円））

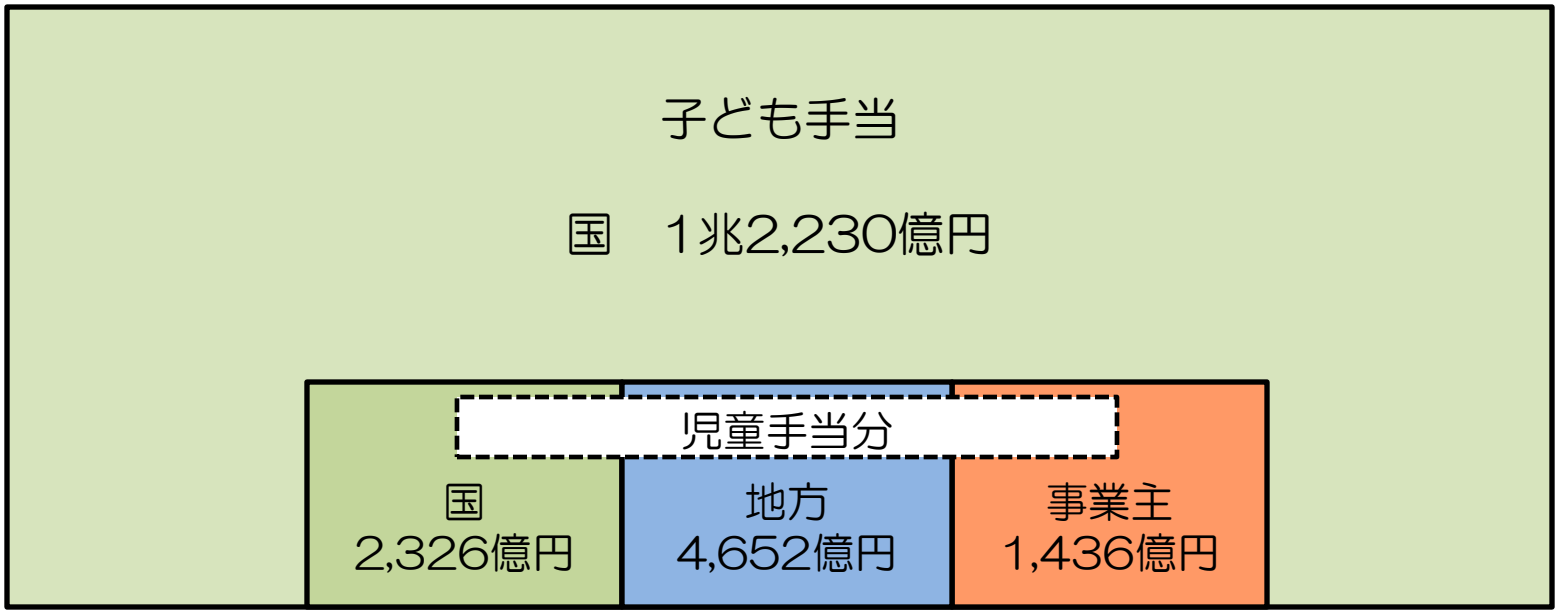

※1　上記とは別に、公務員については所属庁から支給する。
（国家公務員分：425億円、地方公務員分：1,486億円）

※2　地方公務員に係る額の引上げ等に伴い、地方公共団体の負担が実質的に増大しないよう、
別途、「子ども手当及び児童手当地方特例交付金(仮称)」(2,337億円)を措置。

※3　子ども手当の円滑な実施を図るため、システム経費（123億円）を平成21年度二次補正予算案に前倒し計上。

父子家庭への児童扶養手当の支給について

1．概要

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、父子家庭の父に児童扶養手当の支給対象を拡大する。

- 補助率　国1／3　　都道府県等　2／3
- 対象者数　　父子家庭　約10万世帯
  （母子家庭　約97万世帯　21年3月末）
- 支給額（児童1人の場合）
  - ・全部支給　41，720円
  - ・一部支給　41，710～9，850円（所得に応じ）

2．平成22年度予算案

予算額　　国費：1，678億円
うち、父子家庭へ対象を拡大するための所要額　約50億円（4ヶ月分）
（満年度とした場合　約150億円）

児童扶養手当は、4月、8月、12月を支払期月としており、支払月の前月分までの手当を支給している。
父子家庭への支給は平成22年8月施行を予定しているため、平成22年度は、12月に8月から11月までの4ヶ月分を支払うこととなる。

3．法案

所要の法律案を平成22年通常国会に提出予定（施行日は平成22年8月1日）